

5保医健薬第1803号
令和5年11月9日

一般社団法人東京都病院薬剤師会
会長 後藤 一美 様

東京都保健医療局健康安全部長
藤井 麻里子
(公 印 省 略)

抗インフルエンザウイルス薬等の安定供給について 外1件（通知）

日頃から、東京都の保健医療行政に御協力いただきありがとうございます。
今般、標記の件について、下記のとおり通知及び事務連絡がありました。
つきましては、本件について、貴会会員へ周知いただきますようお願いいたします。
なお、都内各病院管理者に対し、別途通知済みであることを申し添えます。

記

1. 令和5年11月2日付医政産情企発1102第1号及び感感発1102第1号 厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長及び厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長通知 抗インフルエンザウイルス薬等の安定供給について
2. 令和5年11月8日付厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課事務連絡 オセルタミビルリン酸塩ドライシロップの在庫逼迫に伴う協力依頼

<問合せ先>

東京都保健医療局健康安全部
薬務課監視計画担当

電話番号：03-5320-4519

医政産情企発 1102 第 1 号
感 感 発 1102 第 1 号
令 和 5 年 11 月 2 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局
医薬産業振興・医療情報企画課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課長
（ 公 印 省 略 ）

抗インフルエンザウイルス薬等の安定供給について

今シーズンのインフルエンザ対策については、「今シーズンのインフルエンザ総合対策の推進について」（令和 5 年 10 月 13 日付け感感発 1013 第 2 号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長通知）により、取り組んでいるところです。

インフルエンザ患者に対して適切な治療・検査を行うためには、抗インフルエンザウイルス薬及びインフルエンザウイルス抗原検出キット（以下「抗インフルエンザウイルス薬等」という。）について、その安定的な供給を図ることが必要ですので、下記の事項に十分留意の上、対応していただくようお願いいたします。

また、各都道府県におけるインフルエンザ総合対策に資するため、現時点における供給見込み状況を別添により情報提供いたしますので参考としてください。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的な助言です。

記

1. 抗インフルエンザウイルス薬等の安定的な供給を図るためには、各医療機関等に対して適切な量が提供されることが必要であることから、患者数等の動向を勘案して必要量を精査した上で、特定の医療機関又は薬局（以下「医療機関等」という。）に過剰な量が供給されないよう、貴管内の医療機関等や卸売販売業者に対し、周知徹底してください。

2. 厚生労働省としては、抗インフルエンザウイルス薬等の安定的な供給の確保の観点から、供給企業に対し、インフルエンザの流行状況に応じた適切な供給を行うよう要請しております。

つきましては、各都道府県においても、医療機関等、卸売販売業者と連携しつつ、関係者に対して以下の事項を周知し、抗インフルエンザウイルス薬等の適切な供給確保への協力を要請してください。

（1）注文量について

抗インフルエンザウイルス薬等については、過去の流行規模を踏まえ、十分な量の供給が予定されていることから、医療機関等は注文をする際には、備蓄目的での注文は控え、インフルエンザ流行状況や前年度使用実績等を踏まえた注文量となるよう配慮すること。

卸売販売業者は、注文を受ける際には、このような取扱いについて配慮するとともに、流行時に追加注文を受ける際には、前回注文により納入された医療機関等在庫を確認した上で、インフルエンザの流行状況を踏まえた患者数等の動向等を勘案した必要量の供給を随時行い、抗インフルエンザウイルス薬等の偏在が起こらないよう配慮すること。

また、卸売販売業者は、前年に実績のない医療機関等からの新規注文については、全体の注文量の状況を踏まえて調整する必要があるものの、新規開業の医療機関等が不利とならないよう最大限配慮すること。

（2）分割納入について

医療機関等へ一度に大量に抗インフルエンザウイルス薬等が納入されると、市場に流通する抗インフルエンザウイルス薬等の在庫量に与える影響が大きいことから、卸売販売業者は、医療機関等における診療に支障を来す場合を除いて分割納入を行うこととし、この取扱いに医療機関等も協力すること。

（3）納入時期等の情報提供について

卸売販売業者は、一部納入に遅れが予想される医療機関等に対しては、納入時期、数量等についてより正確な情報提供を行うことに努めること。

3. 抗インフルエンザウイルス薬の投与に際しては、薬剤の必要性を慎重に検討するなど添付文書に記載されている内容を踏まえ、適正に使用されるよう、貴管内の医療機関等に周知を徹底してください。

4. インフルエンザウイルス抗原検出キットに用いる咽頭ぬぐい液等を採取する際には、患者の飛沫により医療従事者が感染する可能性が高いとの指摘があることから、十分な感染防御手技を講ずるよう貴管内の医療機関等に周知を徹底してください。

抗インフルエンザウイルス薬等の供給見込み

1. 抗インフルエンザウイルス薬の供給について（9月末時点での企業からの聞き取り結果を基に作成）

昨シーズンの医療機関への供給実績量

令和4年10月から令和5年3月末まで 約387万人分

今シーズンの医療機関への供給予定量

令和5年10月から令和6年3月末まで 約2,145万人分

※参考 コロナ流行前の供給量の目安

平成30年10月から平成31年3月末まで 約1,372万人分

各品目の詳細については以下のとおり

品目	令和4年度	令和5年度	令和5年 対前年度増減	(※参考) 平成30年度
タミフル	110.9 万人分	331.4 万人分	220.5 万人分	262.0 万人分
リレンザ	17.1 万人分	196.8 万人分	179.7 万人分	59.3 万人分
ラピアクタ	3.4 万人分	12.9 万人分	9.5 万人分	32.0 万人分
イナビル	90.9 万人分	1,008.0 万人分	917.1 万人分	289.3 万人分
ゾフルーザ	71.4 万人分	355.8 万人分	284.4 万人分	528.0 万人分
オセルタミビル ※タミフルのジェネリック医薬品	92.8 万人分	240.0 万人分	147.2 万人分	201.6 万人分
合計	386.5 万人分	2,144.9 万人分	1,758.4 万人分	1,372.2 万人分

注：平成30年度及び令和4年度は供給実績量、令和5年度は供給予定量（9月末のメーカー及び卸在庫を含む）

※なお、各品目について、流行状況に応じて追加供給を検討

2. インフルエンザウイルス抗原検出キット(迅速タイプ)の供給について
(10月上旬時点での企業からの聞き取り結果を基に作成)

(注) 他の検査項目との同時検査を意図した品目も含む

昨シーズンの供給実績量

令和4年9月から令和5年3月末まで 約2,069万人分

今シーズンの供給予定量

令和5年9月から令和6年3月末まで 約2,883万人分

※参考 コロナ流行前の供給量の目安

平成30年10月から平成31年3月末まで 約2,532万人分

取扱い業者	
東洋紡、アルフレッサファーマ、ロート製薬、ミズホメディー、カネカ、デンカ、タウンズ、アドテック、富士レビオ、コージンバイオ	製造
ニチレイバイオサイエンス	製造・輸入
医学生物学研究所、ロシュ・ダイアグノスティックス、積水メディカル、オーソ・クリニカル・ダイアグノスティックス、アボットダイアグノスティクスメディカル	輸入

※製品の有効期間は12～36か月

令和4年度	令和5年度	令和5年 対前年度増減	(※参考) 平成30年度
2,069 万人分	2,883 万人分	814 万人分	2,532 万人分

注：平成30年度及び令和4年度は供給実績量、令和5年度は供給予定量（10月上旬のメーカー在庫を含む）

※インフルエンザの流行に伴い特定の製品に需要が集中すると、安定供給に支障が生じる場合があることに御配慮いただきたい

事務連絡
令和5年11月8日

各
〔
都道府県
保健所設置市
特別区
〕
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

オセルタミビルリン酸塩ドライシロップの在庫逼迫に伴う協力依頼

医薬品の安定供給につきましては、平素より御尽力いただき、御礼申し上げます。

今般のインフルエンザ感染症の流行に伴いオセルタミビルリン酸塩ドライシロップの需要が増加しており、当該品目の製造販売業者において限定出荷が生じています。

オセルタミビルリン酸塩は、抗インフルエンザ薬として広く使用されている医療上重要な薬剤であり、当該品目の製造販売業者においてオセルタミビルリン酸塩ドライシロップの増産対応を進めていただいているところではありますが、安定的に供給されるには一定の期間を要するところです。

このような状況について、貴管下関係医療機関、薬局及び医薬品卸売販売業者等に対して周知いただくとともに、限られた医療資源を必要な患者に適切に供給できるよう、オセルタミビルリン酸塩ドライシロップが安定的に供給されるまでの間、下記について周知をお願いしたく存じます。

記

1. オセルタミビルリン酸塩ドライシロップについて、返品が生じないよう、過剰な発注は厳に控えていただき、当面の必要量に見合う量のみの購入をお願いしたいこと。
2. 医療機関におかれては、オセルタミビルリン酸塩ドライシロップについて、吸入薬の利用が可能な5歳以上のインフルエンザ患者に対しては、吸入薬の処方を検討いただきたいこと。

3. 医療機関及び薬局におかれては、オセルタミビルリン酸塩ドライシロップが不足している状況にあっても、当該品目を処方又は調剤する必要がある場合には、オセルタミビルリン酸塩カプセルを脱カプセルし、賦形剤を加えるなどの調剤上の工夫を行った上での調剤を検討いただきたいこと。
4. 薬局におかれては、処方されたオセルタミビルリン酸塩ドライシロップについて、自らの店舗だけでは供給が困難な場合であっても、系列店舗や地域における連携により、可能な限り患者への供給ができるよう調整をしていただきたいこと。